

帝京大学可児高等学校・中学校同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は帝京大学可児高等学校・中学校同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務局を帝京大学可児高等学校・中学校に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を図り、あわせて全員の福祉と母校の発展に寄与することを目的とする。

第2章 会員

- 第4条 本会は下記の会員をもって組織する。

正会員

1. 帝京大学可児高等学校および同中学校の卒業生
但し、母校に在学中の者は資格は停止するものとする。
2. 帝京大学可児高等学校または同中学校に在学したもので役員会の承認を得た者。

特別会員

帝京大学可児高等学校・中学校の旧職員および現職員

名誉会員

母校の関係者で特に本会から推薦した者。

第3章 事業

- 第5条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 母校の教育事業に対する支援
2. 会員の文化活動に対する支援
3. 会員の慶弔
4. 名簿、会報の発行
5. 会員の表彰および在校生を励ます表彰
6. その他必要と認められる事業

第4章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。

- ・名誉会長 1名 母校校長を推戴する
- ・顧問 若干名 歴代校長、歴代会長
- ・会長 1名 総会で選任する
- ・副会長 2名 同上
- ・常任幹事 若干名 幹事の互選
- ・幹事 若干名 会長の委嘱
- ・会計 2名 同上
- ・庶務 2名 同上
- ・会計監査 2名 総会で選任する

幹事は各卒業年次より選ぶ。

会計1名および庶務は学校職員の中から選出する。

第7条 役員の任務は次のとおりとする

- ・会長は本会を代表し大会、総会、役員会等を招集司会する。
- ・副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- ・庶務は総会ならびに各会の議事を正確に記録し、各種の会合について通告
- ・会計は本会の収支を正確に記録して、総会でこれを報告する。
- ・会計監査は会計を監査し、その結果を総会で報告する。
- ・常任幹事は常任幹事会を組織し本会の運営にあたる。

第8条 役員の任期は2ヶ年とする。

但し、再選を妨げない。役員の任期満了後も次期役員の決定しない時は会務を執るものとする。

第5章 総会

第9条 総会は本会の最高決議機関で、毎年1回開催する。但し、次に掲げる場合は臨時に招集しなければならない。

1. 会員の3分の1以上の要求があったとき
 2. 必要に応じて開催し、重要事項につき協議する。
- もし総会を開催できない場合は役員会をもって代行する。

第10条 総会は会長がこれを招集し、次の事項を付議する。

1. 会則の改正
2. 役員の改選
3. 顧問の推戴
4. 事業及び予算・決算の承認
5. 入会金及び会費の決定
6. 監査報告
7. その他本会の目的達成に必要と認める事項

第11条 総会は出席者数をもって成立し、出席正会員の過半数で議決する。可否同数のときは議長が決定する。

第6章 会計

第12条 本会の会計は正会員の入会金、活動協力金、会費及び寄付金をもってこれにあてる。

第13条 会員その他から寄付金を受けたときは、特別に用途の指定のあるものほかは、本会計に入れるものとする。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

[附則]

本会則は平成3年4月1日より施行する。

平成25年7月15日 一部改正